

平成31年度東京都都市整備局一般職非常勤職員募集要項  
(監察業務専門員)

項 目	内 容
職名	監察業務専門員
募集人員	1名
任用期間	2019年4月1日から2020年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、これまでと通算して連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、2020年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務場所	東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課 (所在地) 東京都青梅市河辺町6-4-1 (東京都青梅合同庁舎3階)
職務内容	違反建築物等に係る調査及び摘発並びに是正等指導に関する補助 具体的な業務としては次のとおり。 ①建築物の現地調査及び現地作業員との折衝 ②来庁者対応(含電話対応) ③自動車運転 ほか
応募資格・ 求められる能力	次の要件をすべて満たすこと。 ①建築基準法及びその関連法規に関する幅広い知識を有すること(建築行政経験が1年以上あれば望ましい)。 ②普通自動車運転免許を有すること。 ②パソコン操作ができること。 ③健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。 ④地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。
勤務日数	月16日
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで 又は、午前9時00分から午後5時45分まで ※原則、所定勤務時間を超える勤務はありません。ただし、業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務となる可能性があります。
休憩時間	正午から午後1時00分まで
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子ども

	もの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業
報酬額	月額 194,400円 ※ この金額は、平成30年度の額であり、改定される場合があります。 通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円/月）
社会保険	健康保健（全国健康保険協会管掌健康保険）、厚生年金保険、雇用保険を適用
服務	地方公務員法に規定する制限及び処分等の適用となる。
応募方法	「一般職非常勤職員申込書」（東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課事務担当で配布するほか、都市整備局ホームページからもダウンロードできます。）に必要事項を記入の上、次のとおり郵送又は持参してください。（最終日 午後5時必着） なお、応募書類は返却いたしません。  ○ 申込期間 平成31年1月28日（月）から平成31年2月8日（金）まで ○ 送り先及び持参場所 〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1 （東京都青梅合同庁舎3階） 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課事務担当
選考方法	(1) 第一次選考 書類選考 (2) 第二次選考 面接（平成31年2月18日（月）に実施予定）  合否については、本人宛郵送により通知します。 また、選考経過及び結果に関する問い合わせについては、一切応じません。
その他	法改正に伴い、平成32（2020）年度から、会計年度任用職員制度の導入等の制度改正を予定しています。詳細はお問い合わせください。
問い合わせ先	〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1（東京都青梅合同庁舎3階） 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課事務担当 藤木 電話 0428-23-3423（ダイヤルイン）